

令和元年 6 月

# 定例総会議事録

松本市農業委員会

令和元年6月 松本市農業委員会 定例総会 議事録

1 日 時 令和元年6月28日(金) 午前9時00分から午後0時03分

2 場 所 議員協議会室

3 出席農業委員 24人

1番	青木 秀夫	2番	中條 幸雄
3番	竹島 敏博	4番	百瀬 道雄
6番	金子 文彦	7番	小林 弘也
8番	河西 穂高	9番	丸山 茂実
10番	岩垂 治	11番	窪田 英明
12番	塩原 忠	13番	田中 悦郎
14番	柳澤 元吉	15番	長谷川直史
16番	河野 徹	17番	濱 博
18番	前田 隆之	19番	橋本 実嗣
20番	古沢 明子	21番	波多腰哲郎
22番	三村 晴夫	23番	塩野崎道子
24番	二村 喜子	26番	堀口 崇

4 欠席農業委員 2人

5番	中川 敦	25番	上條信太郎
----	------	-----	-------

5 出席推進委員 6人

推2番	朝倉 啓雄	推3番	大澤 好市
推5番	太田 辰男	推11番	上條 一利
推12番	堀内 俊男	推16番	波場 秀樹

6 議 事 (組織に関する事項)

(1) 議 案

- ア 会長代理の辞任について…………… (議案第55号)
- イ 会長代理の互選について…………… (議案第56号)

7 議 事 (農地に関する事項)

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件…………… (議案第38号～第41号)
- イ 農用地利用配分計画案の承認の件…………… (議案第42号)
- ウ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件…………… (議案第43号)
- エ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件…………… (議案第44号、第45号)
- オ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件…………… (議案第46号～第52号)
- カ 相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件…………… (議案第53号)
- キ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件… (議案第54号)

(2) 報告事項

- ア 非農地証明の交付状況の件
- イ 農地法第18条第6項の規定による合意契約通知の件

- ウ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- エ 農地法第4条の規定による届出の件
- オ 農地法第5条の規定による届出の件
- カ 農地法第4条の規定による農業用施設届出の件
- キ その他

(3) 協議事項

令和元年度第1回松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について

8 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 協議事項

- ア 農地利用最適化交付金の活用方法について
- イ 農地所有適格法人の要件審査について

(2) 報告事項

- ア 令和元年度第1回農業経営改善計画の審査結果について
- イ 松本市農業活性化シンポジウムについて
- ウ 令和元年度公務災害補償制度の加入申込みについて
- エ 主要会務報告並びに当面の予定について

9 その他

10	出席職員	農業委員会事務局	局 長	山田 賢司
		〃	局長補佐	板花 賢治
		〃	局長補佐	清澤 明子
		〃	局長補佐	川村 昌寛
		〃	主 査	大内 直樹
		〃	主 査	高橋千恵子
		〃	主 任	青柳 和幸
		〃	事 務 員	大島のぞみ
		農 政 課	担当係長	川口 重人
		〃	主 任	羽入田未咲
		〃	主 事	川嶋 遥
		〃	主 事	宇治 樹
		西部農林課	主 査	赤羽 誠

11 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

12 会長あいさつ 小林会長

13 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により小林会長が議長に就任

14 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 24番 二村 喜子 委員

15 会議の概要

議 長

それでは、先に本日配付をいたしました追加分の次第と議案に基づきまして議事を進めてまいります。

初めに、議案第55号 会長代理の辞任についてを審議をいたします。

事務局の説明をお願いいたします。

局長、お願いします。

山田局長

追加でお配りしてあります議案第55号を見ていただきたいと思います。会長代理の辞任についてでございます。

要旨でございますが、このたび古沢会長代理から会長代理の職を辞したい旨の願いが提出されたため、農業委員会等に関する法第5条第5項で準要する同法第13条第2項の規定に基づき、農業委員会の同意を求めるものです。

辞任願の提出日は、本日、6月28日付でございました。

なお、辞任ということですが、6月30日をもって辞任ということでお願いしたいと思います。

辞任の理由としましては、先ほど会長のご挨拶にもありましたように、農業委員会会長代理としての職務と松本市議会議員としての活動の両立が難しいためということでございます。

関係条文につきましては、下に記載のとおりでございます。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、当事者でございます古沢会長代理から説明をお願いいたします。

古沢会長代理

貴重なお時間をいただきまして、まことに申しわけございません。

会長代理と拝命いたしまして、4年間業務を行ってまいりました。そして、このたび市議としまして、皆様のご支援をいただきまして、市議会に送り出していただきました。まことにありがとうございます。

非常に微力でありまして、皆様のご理解とご協力をいただく中で会長代理の任を務めさせていただきましたこと、心より感謝を申し上げます。

また、市議といたしましても、大変ご支援をいただきまして、このことに関しましても深く御礼を申し上げます。

市議会事務局、また農業委員会事務局双方で日程の調整をしていただきました。日程調整を十分した上で、どうしても日程が合わない日が出てまいります。そうしましたら、皆様に大変なご迷惑をおかけすることになるように自分でも感じておりました。

本当に微力でございますが、皆様のお役に立てたかどうかはわかりません

が、これからも引き続き農業委員会の皆様とともに努力してまいります。  
どうぞよろしく願いいたします。まことにありがとうございました。

議長 ただいま事務局と古沢会長代理から説明がありました。  
委員の皆様からこれから質疑、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 いいですかね。  
何もそういった説明のとおりでございます。  
ご意見がないようです。  
採決に入ろうと思いますが、古沢代理には農業委員会法で規定する議事参与制限にかかわる議案となりますので、会場から一たんの退室をお願いいたします。

(古沢会長代理 退席)

議長 それでは、採決を行います。  
農業委員の皆様には伺います。議案第55号について同意することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成でありますので、本件は同意するという形で決しました。  
それでは、退室をしている古沢代理の入室を許可いたします。

(古沢会長代理 入室)

議長 辞任に対する委員の同意が得られましたので、ここで古沢代理から退任の挨拶をお願いしたいと思います。

古沢会長代理 4年間という会長代理の役を仰せつかりまして、自分なりに努力はしてまいったつもりはございますが、大変微力でありまして、本当に皆様のお役に立てたかなという不安は大分残っております。

ですが、これからも市議会の場、また農業委員会の一員として努力してまいるつもりでございます。どうぞ引き続きご理解、ご協力、またご支援をいただきまして、また意見があったら、どんどん申しつけてください。ぜひよろしく願いいたします。

本日はまことにありがとうございました。(拍手)

議 長

ありがとうございました。

古沢代理におかれましては、平成27年8月から4年近くにわたりまして役員として農業委員会の発展に大変ご尽力をいただきました。大変感謝を申し上げます。

今後は、地区の農業委員として、そして女性農業委員の立場から、さらに市議会議員としても、松本市の農業と農業委員会を支えていただきたいと思います。

なお、事務局の説明のとおりでございますが、事務の都合上、辞任日を6月30日付といたしますので、その点につきましてもよろしく願いいたします。ありがとうございました。

続きまして、議案第56号 会長代理の互選についてを審議いたします。

まず、新たな会長代理の選出方法について、事務局からの説明をお願いいたします。

局長。

山田局長

互選でということでございますが、互選というのは、本来は相互に選挙を行うことを言います。投票によって行うことが原則であります。指名推選でも差し支えないという規定がございます。

今までこの当農業委員会では、役員の選出については、選考委員会を開いて推薦をするという方法で行なっていました。そんな方法でいかがかと思えます。よろしく願いいたします。

議 長

ただいま局長から説明がありましたが、互選の方法について、いかがいたしましょうか。

[異議なし]

議 長

異議なしということでございます。

それでは、事務局長の説明のとおり、これまでの例に倣って、選考委員会で候補者を選び、指名推選の方法で決定することに異議がございませんか。

[異議なし]

議 長

ありがとうございます。

異議なしということでございます。指名推選方式で会長代理を選出することといたします。

それでは、この後の事務の進め方について、事務局からの説明をお願いいたします。

局長。

山田局長

4つのブロックから、各ブロック長に選考委員となっていただきまして、別室に第3委員会室をとってありますので、そこで選考委員会を開催して

いただきたいと思います。

なお、互選管理人として、板花局長補佐、書記として川村局長補佐を指名したいと思います。

以上です。

議 長

ただいま事務局長から説明があったとおり、地域のバランス等を考慮いたしまして、4つのブロックから各ブロック長の皆様に選考委員となっただきまして、候補者を選出する方法ということに対しましてご異議はございませんか。

[異議なし]

議 長

ありがとうございます。

異議なしということでございます。

これよりブロック長の皆様による選考委員会を開催いたします。

各ブロック長は別室の4階の第3委員会室に移動してください。

互選管理人は、先ほど事務局長から提案がございました板花局長補佐と、書記に川村局長補佐を任命いたします。

選考委員会によります候補者選考のために暫時休憩といたします。お願いします。

(休 憩)

議 長

それでは、会議を再開いたします。

選考委員会の結果を選考委員長からご報告を願いたいと思います。

前田選考委員長

会長代理の互選につき、選考委員会設け選考した結果、次のとおり候補者を決定したので、報告します。

会長代理には田中悦郎委員を推薦します。

補足事項としまして、農業振興委員長との兼務について、選考委員会の中で心配する意見もありましたが、ご本人の承諾を前提に、兼務は本年度農業施策に関する意見書の業務に区切りがつく一定の時期までとし、その後の体制については、改めて総会に諮る、とすることで最終意見になりましたので、申し添えます。

令和元年6月28日、選考委員長、前田隆之。

議 長

ありがとうございました。

今、前田選考委員長から会長代理は田中悦郎委員を推薦する旨の報告がありました。

それでは、議案第56号として、全農業委員にお諮りをいたします。田中委員を会長代理に決定することに賛成の委員の皆様は拍手をもってお願いをいたします。

[拍 手]

議 長 全会一致で承認をされましたことを認めます。  
それでは、新会長代理に決定をいたしました田中委員からご挨拶をいただきます。  
田中委員、お願いします。

田中農業委員 大変身の引き締まる思いをしております。  
古沢委員におかれましては、4年間大変お疲れさまでした。本籍地は当然農業委員だと思いますし、現住所は市議と農業委員2つの役割となると思います。  
前段でも申し上げたとおり、浅学非才、もとよりその任にあるべき男ではございませんが、ここにいらっしゃる皆様のご指導とご鞭撻をいただきながら、精いっぱい頑張りたいと思いますので、何とぞよろしく願いいたします。(拍手)

議 長 田中委員におかれましては、会長代理の職務にご尽力をいただきまして、松本市農業委員会の屋台骨を支えていただきたいと思います。私の立場からもご期待を申し上げます。  
最後に、事務上の留意点などについて、事務局からの説明がありましたら、お願いいたします。

山田局長 それでは、何点か確認の意味でお願いしたいと思います。  
新会長代理就任日については、7月1日とします。  
それと、会長代理と農業振興委員長の兼務につきましては、先ほど選考委員長からの話がありましたとおり、当面の間ということで、具体的には意見書懇談会が終了するまでということ、その後の体制につきましては、また皆さんにお諮りしたいと考えております。  
それから、会長代理に付随する各種会議等の役職についてでございますが、会長代理の職にかかわる当て職というものがあります。具体的は、松本農林業まつり実行委員会では監査役、松本市農林業功労者表彰審査会では委員、松本市農業振興地域整備促進等協議会では委員、松本市農業再生協議会でも委員というような、会長代理になりますと、その職がついてきまうというものがありますので、それについてはお願いしたいと思います。  
それから、これも確認ですけれども、農業委員との市議員との兼務につきましては、法的な問題はないということで、改めて確認をしておりますので、申し添えます。  
それから、古沢会長代理につきましては、この後10時から新人議員の研修というものがあるということで、これで退席させていただきますので、ご理解をお願いしたいと思います。  
私からは以上です。

## 議 長

ありがとうございました。

今、局長が言われましたように、全国には議会と掛け持ちで農業委員会長を務めている事例がありますし、何より長野県農業会議の会長は県会議員さんでございます。そういうところで、法的には何の問題もないわけですが、ぜひとも私どもといたしましては、できるだけ古沢さんを応援しながら、議会との橋渡し役と申しますか、そういったことでご尽力を今後ともいただければと思うものでございます。

これで本日、急遽お願いしました追加案件の審議を終了したいと思います。

それでは、議案書の次第に沿いまして、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。

初めに、議案第38号 農用地利用集積計画の決定の件、それから関連いたしまして農地中間管理権の決定にかかわる議案第42号 農用地利用配分計画案の承認の件について、一括上程をいたします。

初めに、議案に掲載されている新規就農者について事務局から説明をし、その後農政課から議案概要について説明をしていただきます。

それでは、事務局からお願いいたします。

青柳主任。

## 青柳主任

お世話になります。農業委員会事務局の青柳のほうから今月の就農者について説明させていただきます。

それでは、本日皆様のお手元に直接配付させていただきましたA3の資料をごらんになっていただければと思います。

それでは、こちらに載っております2名の方、新規就農者ということでご紹介させていただきます。よろしくお願いたします。

では、まず整理番号1番、〇〇〇〇様になります。〇〇様ですけれども、ご住所は本郷地区、借り入れる農地の所在地につきましては、四賀の五常と、本郷地区の農地になります。また、借り入れる筆数につきましては4筆、2,002平米を予定しております。就農の目的につきましては、自家消費を中心とした農業ということでお話をいただいております。水稲と野菜を栽培予定ということでいただいております。また、〇〇さん本人と奥様お二人で農業をやるということでお話をちょうだいしておりますので、お願いいたします。

議案につきましては、1ページの15番と20番、こちらが今回の〇〇さんの議案に該当いたしますので、ご確認いただければと存じます。

それから、最後にこちらの新規就農届ですけれども、金子農業委員と竹島農業委員からそれぞれご署名ちょうだいしておりますので、そちらもあわせてご報告をさせていただきます。

では、続きまして整理番号2番にまいります。2番、〇〇〇様になります。〇〇様ですが、住所地、権利取得する予定農地ともに波田地区になりますので、よろしくお願いたします。取得する筆数は1筆、3,035平米を借り入れ予定ということでお話をいただいております。就農の目的に

つきましては、出荷等を行う営農で、栽培予定品目は白ネギということになっております。

なお、〇〇さんですけれども、出荷先につきましてはJA松本ハンイランド、販売量としましては60トンを予定しております、見込みの売り上げが1,800万円予定をしております。

この〇〇さんですけれども、波田の農家出身ということで、ご両親が農業を行っておりまして、これまで経営にかかわっていたんですけれども、今回、親御さんと経営を分離して独立した上で、初めて権利設定をするということになりますので、新規就農届を提出していただいたという経緯がございます。

なお、白ネギの栽培につきましては、既に10年経験されているということですので、経験豊富な状態での就農となります。

農地等、その他情報になりますけれども、通作距離としましては5キロメートル、車で移動されるということでお話をいただいております。また、管理機等農機具につきましては、ご自分で所有し自宅に保管しています。

また、今後規模拡大を目指すということですので、もし波田地区やその周辺農地でネギに適した農地があれば、ご紹介をいただければと思います。

議案につきましては、17ページの27番、そちらの1筆該当となりますので、よろしくお願いいたします。

また、署名につきましては、波田地区の波多腰農業委員、それから森田推進委員からそれぞれご署名をちょうだいしておりますので、よろしくお願いいたします。

新規就農者につきましては以上になります。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの新規就農者の説明に対しまして地元の委員から補足がありましたら、よろしくお願いいたします。

金子委員、よろしくお願いいたします。

金子農業委員

四賀地区の金子ですけれども、追加のお話はありませんけれども、本人と会いまして、農業に対する熱意を聞きました。やはり四賀地区の有機を使った農業ということで、熱を持って進めていきたいということで伺っております。

以上です。

議 長

波多腰委員さん。

波多腰農業委員

〇〇さんですけれども、就農も結構長くやっております、最近だと思えますけれども、お兄さんが自宅のほうへ就農しました。それで彼も独立したいという話になりまして、このたび独立して生活できるように新規就農したいということになりました。すごく頑張っている方ですので、よろしくお願いいたします。



合計欄のみ読み上げますので、17ページをごらんください。

合計、筆数56筆、貸し付け1人、借り入れ30人、面積9万3,127平米。

当月の利用件設定のうち認定農業者への集積は、筆数50筆、面積7万9,563筆、集積率は85.43%になります。

議案第42号は以上となります。

議長 ただいま議案第38号と42号について説明があったわけでありましたが、これに対しまして皆様からご意見ありましたら、お願いいたします。  
河野委員。

河野農業委員 議案第38号の関係なんですけど、集積計画一覧表の一般分ですね。一般分の合計面積が、さっきの集約のところでは7万9,847平米というあれになっていますけれども、こちら、集計表のほうよりも少ない。集計表というか、一覧表のほうの2ページのところの一覧表だと8万803平米ということで、1筆違うんですが、何か理由がありますでしょうか。お願いします。

宇治（農政課） すみません、確認をいたしますので、最後にまたご説明をさせていただきます。

議長 よろしいですか、河野委員。

河野農業委員 それじゃ、後で確認をお願いします。

議長 それでは、ご意見はないようです。  
集約いたします。  
議案第38号について、原案のとおり決定をすることに賛成の委員の皆様  
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということですので、本件は原案のとおり決定することと  
いたしました。  
続きまして、議案第42号について、原案のとおり承認することに賛成の  
委員の皆様  
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
続きまして、39号 農用地利用集積計画の決定の件を上程いたしますが、  
本件は委員に関係する案件でありますので、農業委員会法第31条の規定

によりまして、金子委員には退室をお願いいたします。

(金子農業委員 退席)

議長 お願いします。  
宇治主事。

宇治（農政課） 14ページをごらんください。  
議案第39号になります。  
合計欄のみ読み上げます。  
筆数1筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積756平米、認定農業者への集積はございません。  
議案第39号は以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
ただいまから集約いたします。  
議案第39号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということであります。本件は原案のとおり決定することといたしました。  
退室をしております金子委員の入室を許可をいたします。

(金子農業委員 入室)

議長 第40号 農用地利用集積計画決定の件につきましてを上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、農業委員会法31条の規定によりまして、濱委員には退室をお願いいたします。

(濱農業委員 退席)

議長 宇治主事。

宇治（農政課） 引き続き14ページをごらんください。  
議案第40号になります。

合計欄のみ読み上げます。

円滑化事業分、筆数2筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積4,880  
平米。

利用権の移転、筆数2筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積878平米。

合計筆数4筆、貸し付け2人、借り入れ2人、面積5,758平米、集積  
率は100%になります。

議案第40号は以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、  
発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等がないようです。  
ただいまから集約いたします。  
議案第40号について、原案のとおり可決することに賛成の農業委員の皆様  
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。  
それでは、退室をしております濱委員の入室を許可いたします。

(濱農業委員 入室)

議長 続きまして、議案41号 農用地利用集積計画の決定の件につきましてで  
すが、本件は私が役員を務めている法人の案件になります。農業委員会法  
31条の規定により、私は議事に参与できませんので、進め方についてご  
審議をお願いいたします。

事務局に案がありましたら、提案してください。

事務局長。

山田局長 この場の進め方ですが、新会長代理の就任日は正式には7月1日というこ  
とですが、就任予定の田中委員に臨時議長をお願いすることを提案させてい  
ただきます。

議長 ただいま事務局から議事進行に対しまして提案がありました。この方針に  
賛成の農業委員の皆様の手を挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。

全員賛成でありますので、本議案につきましては、そのように進めさせていただきます。

それでは、田中委員長には議長席に移動して議事を進めてください。

(小林農業委員 退席)

田中臨時議長　それでは、本件につきまして、会長にかわりまして私が議事進行を務めてまいります。  
議案第41号について、農政課から説明をお願いいたします。  
宇治主事。

宇治（農政課）　15ページをごらんください。  
議案第41号になります。  
合計欄のみ読み上げます。  
筆数5筆、貸し付け3人、借り入れ1人、面積8,880平米、集積率は100%になります。  
議案第41号は以上となります。  
失礼いたしました。面積8,800平米になります。  
議案第41号は以上になります。

田中臨時議長　ただいまの説明に対して委員の皆さんからご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

田中臨時議長　ご意見等がないようですから、ただいまから集約を行います。  
議案第41号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

田中臨時議長　ありがとうございました。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。  
それでは、退室している小林委員の入室を許可いたします。

(小林農業委員 入室)

田中臨時議長　議事参与の制限にかかわる議題が終了いたしましたので、議長を小林会長に交代します。議事の進行を引き続きお願いいたします。

議長　先ほど河野委員からございました数字のちょっと違いについて、宇治主事から説明が、お願いします。

宇治主事。

宇治（農政課） 先ほどの議案第38号の件なんですけれども、まず2ページの一般分の合計欄のほうになります。まず筆数が「49筆」と記載されていますが、正しくは「48筆」になります。大変申しわけないですけれども、修正のほうをお願いいたします。

面積についてですが、13ページの合計欄が正しいものになります。そのため、面積のほうは「7万9,847平米」となります。

それと、2ページの認定農業者への集積ですが、集積率のほうは「69.51%」と記載されていますが、正しくは「70.16%」となります。大変申しわけありませんが、修正をお願いいたします。

議長 河野委員、よろしいですかね。

河野農業委員 はい、了解しました。ありがとうございます。

議長 続きまして、第43号 農地法第3条の規定による許可申請の件、1件について上程いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

大島事務員。

大島事務員 それでは、総会資料18ページをごらんください。

農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

議案第43号、寿豊丘〇〇〇-〇、登記地目、田、現況、畑、1,596平米を農地の保全のため、売買により〇〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。

以上1件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。よろしく申し上げます。

議長 次に、地元委員の意見をお願いいたします。

河西委員、申し上げます。

河西農業委員 本件のある場所ですが、周辺優良農地です。本件も優良農地となっております。〇〇〇〇〇さんは以前から地主さんより土地をお借りして営農を続けている方です。それが相続に絡んで売買で取得するという件になっております。〇〇さんはしっかり営農している方です。特に心配はないと思われま。

議長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様から質問、意見ありましたら、お願いいたします。推進委員さんの皆様も含めて発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。  
農地法第3条の規定による案件について集約いたします。  
農業委員の皆様には伺いますが、議案第43号について、原案のとおり許可することに賛成の委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり許可することと決定をいたします。  
続きまして、議案第44号及び45号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、2件について上程をいたします。  
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。  
大内主査。

大内主査 それでは、議案書の19ページをお願いします。  
農地法第4条の規定による許可申請承認の件です。  
議案番号44号です。神林〇〇〇〇、現況地目、畑、263平米に安曇野市穂高にお住まいの〇〇〇さんが個人住宅を新築する計画です。農地区分は第3種農地であり、原則許可ですので、許可相当と判断しました。  
続きまして、議案番号45号です。穴沢〇〇〇、現況地目、畑、1.709平米のうち843.2平米に笹賀にお住まいの〇〇〇〇さんが太陽光発電施設用地を新設する計画です。農地区分は第2種農地ではありますが、位置的代替性がないため、許可相当と判断しました。  
なお、これらの案件については、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。  
以上、2件、2筆、1,106.20平米です。よろしくをお願いします。

議長 農地法第4条の規定による議案でございますが、44号につきましては神林でございます。塩原委員さんから説明をお願いいたします。

塩原農業委員 この写真を見てもらいますと、この背中がちょうど神林の〇〇〇〇〇です。そして、両側に住宅が接続していますので、問題はないと思います。

議長 現地調査をしていただきました委員さんに伺います。  
三村委員さん、お願いいたします。

三村農業委員 議案44号でございます。先般、私と波多腰さんと現地確認をさせていただきました。ただいま事務局の説明、また塩原委員さんのお話のとおり、現地確認の中でも何ら問題ないと確認をいたしました。  
以上です。

議長 本件について質問、意見ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようです。  
ただいまから集約いたします。  
議案第44号につきまして、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。  
続きまして、45号ですが、四賀の案件でございます。金子委員さん、お願いします。

金子農業委員 先々週に現場に行ってみりました。〇〇さんという方の先代の家がこの上にありまして、今現在は笹賀のほうにお住まいでございます。よって、農地ですので、有効利用というような意味で、太陽光発電をつくるということでもあります。近隣の皆さんも一応説明を聞いて、賛成をしておりますので、特に問題はないというように判断いたしました。  
以上です。

議長 続きまして、現地調査をしていただきました三村委員さん、お願いします。

三村農業委員 今、金子委員さんのお話のとおりでございます。奥に見えますとおり、山林に隣接している、また周辺の農地も遊休地というような関係の中で、太陽光発電にしても周辺には問題ないと確認をさせていただきました。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
議案第45号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。  
続きまして、議案第46号から52号 農地法第5条の規定による許可申



断しています。

以上、7件、9筆、7,699平米になります。よろしくお願ひします。

議長 ただいま説明があつたわけでありましたが、議案番号46につきましては、島内でございます。河野委員さん、地元委員さんとして説明をお願いいたします。

河野農業委員 砂利採取の一時転用でございますが、場所としては、島内の〇〇〇〇〇〇〇から南南東のほうへ150メートルくらい行ったところですが、周辺から順番に砂利採取をしているところで、特に問題は今まで生じていなことから、今回も問題はないだろうと判断をいたしました。よろしくお願ひします。

議長 現地調査をしていただきました三村さん、お願ひします。

三村農業委員 今、河野委員さんの話のとおりでございます。左下ですけれども、西側になります。今現在、砂利採取をしているその隣の水田になりますけれども、問題ないと現地確認をさせていただきました。以上です。

議長 ありがとうございます。  
ほかの委員さんで本件について質問、意見ありましたら、お願ひいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
ただいまから集約をいたします。  
議案第46号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手をお願ひいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。  
続いて、議案第47号でございます。神林でありますので、塩原委員さん、お願ひします。

塩原農業委員 これも住宅に接続または住宅の間のようなところですので、問題ないと思ひます。

議 長 現地確認をしていただきました三村委員さん、お願いします。

三村農業委員 ただいまの報告のとおり、私どもの確認の中でも問題ないと確認いたしました。

議 長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見がないようです。  
ただいまから集約いたします。  
議案第47号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することといたします。  
続いて、48号につきましては、岩垂委員さん、お願いいたします。

岩垂農業委員 写真を見ていただければわかるんですけども、右側に車がとまっていますけれども、その横を走っているのが県道です。〇〇〇〇の東側を走っている県道の端でございまして、面積も3畝に満たないということで、住宅の隣ですので、やむを得ないかなという判断をしてみました。  
以上です。

議 長 ありがとうございます。  
現地確認をしていただきました三村委員さん、お願いします。

三村農業委員 現地確認の中でも、問題ないと確認をさせていただきました。  
以上です。

議 長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見はないようです。  
ただいまから集約をいたします。  
議案第48号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。

続いて、議案第49号でございますが、これは中山の案件でございますが、私も太田推進委員さんと一緒に現地を確認してまいりましたが、手前の間知から奥にまで大変な勾配がありまして、今までもずっと畑の草を管理していたというだけで終わってしまいましたが、この右側に〇〇〇〇が産廃のような関係の仕事をしておりまして、ここを使いたいということがございますので、やむを得ないと思っております。

なお、この〇〇〇〇さんは、中山の上に、もう40年も農地に資材置き場をつくってありまして、大内主査と一緒に、そこを畑に戻せという指導をいたしましたら、11月30日までにその上の資材置き場を撤去するという確約書をいただいておりますので、1つ進めて、1つ解決ができそうだというような事案でございます。

現地確認をしていただきました委員さん、波多腰委員さん、お願いします。

波多腰農業委員 現地へ行って見ましたけれども、農地としては使いがたく、右側にも〇〇〇〇の土地がありまして、もうここしかないというような条件のところでありましたので、許可します。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
ただいまから集約いたします。  
議案第49号につきまして、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手をお願いたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ということですので、本件は原案のとおり承認することと決定いたします。  
続きまして、議案第50号でございます。四賀の案件でありますので、金子委員さん、お願いします。

金子農業委員 それでは、説明します。  
譲渡人の〇〇〇〇さん、もう高齢で農業はできないというようなことが一番の理由かと思えます。また、この支店のある新町町会では、回覧文書を全て回し、また近隣の住宅の皆さんには、説明会を開いて詳細な説明をし

たということでございます。

なお、この施設用地の横に道を挟んで〇〇〇〇〇というのがありまして、先日〇〇さんともお話ししましたが、〇〇には、また環境には特に問題がないということでお聞きをいたしました。よって、妥当ではあるというように思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。  
現地確認をしていただきました委員さん、波多腰委員さん、お願いします。

波多腰農業委員 やむを得ないかなと思って見てまいりましたので、お願いします。

議長 本件についてほかの委員さんで質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
議案第50号につきまして、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたしました。  
続いて、議案第51号、梓川でございますが、古沢委員が欠席でございますので、波場委員さん、お願いします。

波場推進委員 先週の21日、古沢会長代理さんと一緒に現場を確認してきました。申請地の場所は、梓川橋、地元では丸田橋と呼んでいますが、下流へ750メートル下った田園地で、昭和55年ごろ圃場整備された農地になります。現況は写真のとおり耕作されています。申請者は〇〇〇〇〇〇を経営しており、地元の耕作放棄地及び休耕田を借り受け、経営面積32.5ヘクタールで水稻、ソバ、タマネギなどの作付を行っております。地区の農業の一翼を担っている方なので、問題ないと思います。

議長 現地確認をしました波多腰さん、三村さん、波多腰さん、お願いします。

波多腰農業委員 ここも見てきましたけれども、場所的には大変いいところなんですけれども、やむを得ないのではないかと考えて見てまいりました。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
議案第51号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。  
続いて、議案第52号、これは波田であります。波多腰委員さん、お願いします。

波多腰農業委員 52番ですが、写真を見ていただいたとおり、ちょっと変形した土地でありまして、右側の住宅との間の左の奥のこの木があるあたりに墓地みたいなのがありまして、そのすぐ横が川ということで、何か使い勝手の悪い土地でありまして、隣接も住宅でありまして、やむを得ないのではないかなと思って見てまいりました。

議長 現地確認をしていただきました三村委員さん。

三村農業委員 現地確認の中でも、今説明のとおり、何ら問題ないと確認をさせていただきました。

議長 ありがとうございます。  
ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。  
ただいまから集約をいたします。  
議案第52号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。  
続きまして、議案第53号 相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件、1件について上程をいたします。  
それでは、事務局から説明をお願いいたします。

大島事務員。

大島事務員

それでは、総会資料22ページをごらんください。

相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件について説明いたします。

議案第53号、島内にお住まいの〇〇〇〇さんが島内〇〇〇〇、1,745平米外2筆、合計面積7,417平米について、相続税納税猶予の適格者の承認を受けるものです。

以上1件になります。よろしく申し上げます。

議 長

それでは、議案第53号につきましては、地元委員の意見をお願いいたします。

河野委員さん、申し上げます。

河野農業委員

ちょうど長野道の東隣で、圃場整備されたところですが、一部ハウス栽培、野菜ということで1筆は使っておりますが、残りは水田ということで、適正に耕作をされていたので、報告いたします。

議 長

ありがとうございました。

ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

意見がないようです。

ただいまから集約いたします。

議案第53号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手を申し上げます。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございます。

全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定いたします。

続きまして、議案第54号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、1件について上程をいたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

大島事務員。

大島事務員

それでは、総会資料23ページをごらんください。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認について説明いたします。

議案第54号、こちらも島内にお住まいの〇〇〇〇さんが島内〇〇〇〇ー〇〇〇、1,943平米外8筆、合計1万1,091平米について承認を

受けるものです。

以上1件になります。よろしく申し上げます。

**議 長** 地元の委員さんの意見をお願いいたします。  
河野委員、お願いします。

**河野農業委員** 場所は○○○○○○○○○○のすぐ手前、東手前の北側になりますが、市街化区域が一部ございます。右側の○○○○-A1、A2というのは、大きな1筆の中を一部は市街化区域、残りは調整区域というような分け方でございます。それぞれ水田として耕作されておりましたが、2筆ほどはこれから大豆でも植えるのか、それとも保全管理でいくのか、農地の状態としては適正でありました。  
以上です。

**議 長** ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。  
[質問、意見なし]

**議 長** 意見がないようです。  
ただいまから集約いたします。  
議案第54号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。  
[全員挙手]

**議 長** ありがとうございます。  
全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。  
続きまして、農地に関する事項、報告事項に入ります。  
事務局からの説明をお願いいたします。アからカについて、一括説明をお願いいたします。  
大島事務員。

**大島事務員** それでは、報告事項のアからカまで説明いたします。  
これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。  
初めに、24ページ、非農地証明の交付状況の件、1件、続きまして25ページ、26ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、15件、続きまして27ページ、28ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、21件、続きまして29ページ、農地法第4条の規定による届出の件、4件、続きまして30ページ、31ページ、農地法第5条の規定による届出の件、7件、最後に32ページ、農地法第4条

の規定による農業用施設届出の件、1件。

以上になります。よろしく申し上げます。

議 長

ただいまの報告につきまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

意見がないようです。

これら報告事項につきましては、事務局の説明のとおりでございますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

続いて、報告事項の最後でございますが、昨年9月にご協議をいただいた梓川地区の営農型太陽光発電施設について、事務局からその後の経過報告をお願いいたします。

高橋主査。

高橋主査

それでは、本日追加資料としてお配りしました営農型太陽光発電設備に係る農地転用許可についてをごらんください。

これは昨年9月にご審議いただきました梓川梓の営農型太陽光発電設備に係る一時転用許可について、その後の経過等をご報告するものです。

初めに概要ですが、資料記載のとおりでありまして、転用事業者は〇〇〇〇氏です。転用面積は太陽光発電設備の支柱部分、10.69平米、営農作物はノブキで、ことしの10月15日までの許可となっております。

次に、経過でございます。

平成27年9月に1回目の転用申請を受理。松本市農業委員会では許可相当と判断いたしまして、3年間の許可となりました。

その後、平成30年9月に継続となります2回目の申請がありまして、本委員会で審査しましたところ、附帯条件つきで許可相当と判断し、10月16日から1年間の再許可となりました。

しかし、それから1カ月半ほど過ぎたところで、転用事業者の〇〇〇〇氏がお亡くなりになりまして、現在は相続人でありませぬ奥様と農家世帯は別だったんですけれども、農業を営んでおられました息子さんがこの農地についての営農を継続する努力をされているところであります。

次に、今後の進め方でありませぬが、転用許可はあくまでも〇〇〇〇さんに対して許可をしたものであるため、相続人にその効力は及びませぬ。そのため、相続人が新たに改めて転用許可をとることになります。

申請の時期ですが、現在、相続手続に時間を要しているため、9月以降を予定しています。

営農作物ですが、先代から引き継いだということで、フキでの営農も検討したようですが、やはりフキは株が大きくなっていかず、増えないと。それに対して、ワラビはすばらしいものが草刈りのときに刈り取ることができた。そして、それを販売したところ、それなりの金額で売れたというこ

とで、今回改めて申請するに当たっては、作物を変更し、販売実績もあるワラビでの申請を予定しております。

資料の裏面をごらんください。

現在の農地の状況ですが、パネル下とパネル間については、フキ以外は全て除草してきれいに管理しております。地元の委員さんと事務局でも何回か確認いたしました。春から現在まで5回作業を行ったとのこと。

以上報告になります。よろしく願いいたします。

## 議 長

ただいま経過報告について説明がありました。

委員の皆様からこれに対しまして質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

昨年9月の総会で、〇〇さんが1年経過した中で、フキの栽培をしっかりしていただくと。そしてまた、それが十分できない場合には、撤去をお願いしたいということで今まで進めてきたわけですが、本人が亡くなり、そしてまた、息子さんはどうもフキの栽培は余りやりたくないというようなことだそうでございます。

川村補佐も県と、あるいはまたいろいろ話し合っ、県の方針やなんかをですね、私も県、それから常任会議等々に話を伺いましたが、私ども松本市の農業委員会としては、これは撤去して、そして更地にしてやり直せというようなことを言いたいわけですが、県は営農の継続が大事だというようなことございまして、今、この最後にこの下に書いてありますように、また違う、今度はワラビだそうでございますが、営農作物の変更をして、引き続きそこで営農ができるような方向でというような希望を言っているわけですね。

こういうことがまかり通りますと、1回太陽光を営農型でつけて、あとはまた営農計画書を出してやりますということになると、幾らでも、また続くような状態もあるわけですが、一応10月がこの1年で期限でありますので、これは状況を見ながら、松本市農業委員会の皆様と相談を申し上げて、進めていきたいというように思っております。

このことに対して意見がありましたら、お願いいたします。

はい、波場委員。

## 波場推進委員

私、さっきと同じように、先週の21日、川村補佐と会長代理さんと3人で確認をしてきましたが、写真見たとおり、きれいに今、管理しておりますので、この施設を壊してまた農地にするというよりも、今現在、親が亡くなって半年ですので、これから落ちつけば、また仕事のほうにも身が入ると思いますので、このまま継続ということであればお願いしたいと思っております。

## 議 長

ありがとうございました。

いずれにしても、ワラビを栽培するならば、それなりきの営農計画書や、それからそれに対する書類をそろえていただかなければいけないわけであり

ますので、先ほど言いましたように、9月の申請が出るような形でのそれぞれのまた準備をお願いしているところでございますので、委員の皆様にもその辺のところをご理解いただきたいと思うわけでございます。

続きまして、農地に関する事項の協議事項に入ります。

農地に関する事項の協議に入ります。

別冊資料になりますが、協議事項5、令和元年第1回松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更についてを議題といたします。

農政課から計画変更の概要方について説明をお願いいたします。

川口係長。

川口（農政課）

お世話になります。私、農政課計画担当の川口と申します。よろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

説明の前に資料の確認をお願いします。協議事項5－（3）令和元年度第1回松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更についてと記された資料、そして変更申出地位置図と記された資料の2種類でございます。お手元にありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは説明を始めたいと思います。

左上に「協議事項」と記された資料1ページの（1）変更案の概要をごらんください。

ご協議いただく案件は、計7件でございます。内訳は表のとおりでございます。

次に、今回の申し出経過と農振除外までの予定について説明いたします。

資料2ページ、（2）経過をごらんください。

経過は記載のとおりでございます。本年4月に申し出を受け、以降、各地区農振協議会、現地調査、庁内調整会議と行われました。本日、松本市農業委員会でご協議いただくものでございます。

次に、（3）今後の予定をごらんください。

今後の予定は記載のとおりでございます。

申し出案件が今後、市農振協議会で承認されると、農業用施設、申出者変更・内容変更案件は、公告及び通知を予定しております。

農家住宅、農家住宅、そしてその他につきましては、農振計画変更案の県の事前協議、県同意を経て、そして除外完了公告及び通知を予定しております。

以上でございます。

議 長

ただいま説明がありました。

質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

次に進みます。

それでは、変更案の協議に入ります。

まず、農家住宅について説明をお願いいたします。

川口係長。

川口（農政課）

資料の3ページ、（4）整備計画変更一覧表をごらんください。

資料は、個別案件ごとに左から数えて、上段から下段にかけて内容等が記載されております。また、一番下には位置図ページとして別冊の変更申出地位置図のページが記載されておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、資料3ページの番号1、農家住宅、島立地区について説明いたします。

申出者の農業経営者、〇〇〇氏は、7,500平米以上の自作している農業経営者で、配偶者と子3人で申出地の隣に居住しております。本案件は追認案件です。平成17年に農作物保管所が手狭になり、農業用物置住宅西側に農作物の保管所とした農業用物置を増設したものです。現況を是正し、適法な状態にするため、今後の農業経営の効率化を考慮する観点から、農家住宅敷地を拡張、田26.65平米分を分筆し、農振除外、転用したいとするものです。

本案件は、地区農振協議会で協議、また市関係課である農業委員会事務局及び開発行為、建築確認を所管する建築指導課とともに協議済みでございます。結果、除外はやむを得ないと判断しております。

農家住宅1件につきまして、ご協議をよろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、5番の協議事項に入ります。

農家住宅について、今、1件について説明がありました。

地元委員から何か補足説明がありましたら、お願いいたします。

島立でございますが、濱委員さん、お願いします。

濱農業委員

現地、推進委員さんの上條さんと確認をいたしました。規模は小さい増設でございますので、届け出とか必要ないわけですが、施工した大工の品位が疑われる施工でございまして、宅地の協会を確認しないままやっちゃったものですから、ちょっと飛び出しちゃったと、そういうところで、通路も、畑の中を通らなければそこへは入れないというような状況でございまして、これは施工した大工の責任で、確認なしのままやっただてん末がこういうことになったというように見てまいりました。

これで是正されればいいと思いますので、仕方ないかなというところでございます。

議 長

ほかの委員の皆様からこのことに対しまして質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
集約いたします。  
農家住宅1件、26.65平米について、やむなしということで集約したいと思いますが、承認いただける方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、農家住宅1件につきましては、やむを得ないという形で集約をいたします。  
次に、農家分家について説明をお願いいたします。  
川口係長。

川口（農政課） 資料4ページの番号2と3、農家分家2件について説明いたします。  
1つ目は、番号2、笹賀地区でございます。申出者の〇〇〇〇氏は、妻と子3人で市営住宅に住んで生活しています。子育てを行っていく上で居住スペースが手狭になり、自己用住宅を考えることとなりました。複数の土地を検討したものの、農業経営者の祖母が所有する申出地が本家営農近隣地域であり、営農を補助できる唯一の土地、祖母も申出地は自身の根幹農地であり、管理をしていく上で、家が併設してくれることは心強いと、営農継続の期待感を示しております。農家分家として、田1万192平米のうち280平米を農振除外、転用したいとするものです。  
なお、本家農業経営は、申出者の姉、〇〇〇〇氏が継いでいく予定です。  
2つ目は、番号3、寿地区でございます。申出者の〇〇〇氏は、会社員として妻と子3人家族であり、現在、親と同居中でございます。子育てを行っていく上で居住スペースが手狭であり、自己用住宅を考えることとなりました。複数の土地を検討したものの、農業経営者の〇の母が所有する申出地が本家営農近隣地域で、営農を補助できる唯一の土地であり、また母も息子夫婦や孫の成長をかんがみると、実家の近くに生活の本拠を確保してもらえればと、今後の営農の希望を膨らませております。農家分家用として、田2,610平米のうち300平米を農振除外、転用したいとするものです。  
なお、本家農業経営は申出者の姉、〇〇〇〇氏が継いでいく予定です。  
この2案件は、地区農振協議会で協議され、市の関係課とも協議済みでございます。結果、除外やむを得ないと判断しております。  
なお、都市政策課からは、松本市景観計画の点で2件とも屋根の勾配箇所と軒の出について指摘がありました。ともに是正義務はございませんが、現在も対応を継続中であることをつけ加えさせていただきます。  
農家分家2件につきまして、ご協議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいまの説明でありましたが、農家分家2件について、地元の委員さんから何か補足説明がありましたら、お願いいたします。



隣地は利用面において不適地であることや過去の経過も踏まえ、土地所有者も譲ってくれるとのことから、必要最小限の土地の田、1筆、330平米を駐車場として農振除外、転用したいとするものです。

本案件は、地区農振協議会で協議され、市関係課等とも協議済みでございます。結果、除外はやむを得ないと判断しております。

その他1件につきまして、ご協議のほどよろしくお願いいたします。

議長 本郷でございますので、竹島委員さん、お願いします。

竹島農業委員 今ご説明のありましたとおりに、当時、圃場整備したときに、稲倉町会、まだ法人化になっていませんでしたから、生み出した土地を当時の理事でありました〇〇〇さんのお父さんの名前で登録したということでございまして、それで今回、〇〇〇〇〇になりまして、市の法人化に申請しまして、去年の12月に松本市長から法人化を認められまして、この土地も稲倉町会のものですので、今回このような手続をして、〇〇さんのほうから町会のほうに移転する手続の手始めとしての手続でございまして、皆様のご理解をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

次に、これに関しまして全体の委員さんから質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
集約いたします。

その他1件、330平米につきましては、やむを得ないと、こういう形で集約をしたいと思いますが、承認いただける方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、その他1件については、やむを得ないと、こういう形で集約をいたします。

次に、軽微変更について説明をお願いいたします。

川口係長。

川口（農政課） 資料の6ページ、番号5と6、軽微変更2件について説明いたします。

1つ目は、番号5、寿地区です。申出者、〇〇〇氏は、総経営農地として5,000平米以上もの土地を得ております。また、市外安曇野市にも農地を得ております。今回、市内で栽培する農作物や農業用機械機具、農作物運搬用車が格納する場所がなく、現在、敷地内に雨ざらし状態であるため、農業用倉庫を設置希望されております。申出地へ設置することにより、

身体障害のこともあって、近隣の耕作の効率化が図られるとのことでした。

なお、健常者と同等の作業は困難ということから、自身で作業に支障がない程度の面積が必要であり、今回、本件面積必要最小限の土地、畑、1筆、656平米を農業用倉庫として軽微変更したいとするものです。

ただ、地元の農業委員から、市内一部の農地を除いて現況では作付している箇所はほとんどなく、その一部についても、ある法人の看板が立っているとの指摘があり、後日農業委員会事務局と自作農している農地を含めた現地調査をしたところ、現況は把握済みでございます。

2つ目は、番号6、梓川地区でございます。申出者の農業経営者、〇〇〇〇氏は、自己所有地と借り入れ地を合わせて1万3,800平米余りを耕作しております。昨年度の春農振に今回の申出地農地側に農業用倉庫として軽微変更の申し出を経て、現在、農業用倉庫を設置、利用しております。ただいま農機具のスピードスプレーヤーはかろうじて格納しておりますが、農業用資材のリンゴ用コンテナ500個がどうしても格納できておりません。自宅用倉庫には家具などが収納されており、スペースがなく、野ざらしということでございます。複数の候補地を検討いたしましたが、当該農地にリンゴ生産をしており、耕作地に近く、かつ必要最小限面積とする申出地が資材置き場の設置の移動による負担軽減、そして作業効率化を生む唯一の土地ということでございます。そこで新たに農機具格納庫、資材置き場として、畑、2,183平米のうち28平米を軽微変更したいとするものです。

2案件は、地区農振協議会で協議され、関係課等との調整の結果、番号6については、妥当な範囲であり、変更はやむを得ないと判断しております。

なお、番号5については、地区農振協議会の意見として、地域の農業振興への影響として、申出者が該当農地を取得してから耕作実績がなく、また変更後の倉庫建設日程、土地利用計画図面が不明確であるため、今後土地利用状況によって、周辺の農業振興をはじめ、環境に影響が出る懸念があり、今後慎重な審議をお願いしたい旨の報告がありました。

農業委員会事務局としても、そもそも耕作実績がなく、虚偽の報告をしているとの指摘があり、建築指導課としては、倉庫に格納する中身の精査や工事日程の修正をお願いしたいとの指摘がありました。

軽微変更2件につきまして、ご協議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ただいま川口係長から軽微変更2件について説明があったわけですが、5番につきましては、今、川口係長から話がありました。地元の河西委員から説明をお願いいたします。

河西農業委員

説明いたします。

本件は問題のある案件だと考えておりますので、この後ご審議のほどよろしくお願いいたします。

資料の5ページ、位置図は5ページになります。昨年12月に3条申請で売買取得、〇〇さんが売買取得したという土地になります。マンゴーの

件と言え、覚えていらっしゃる方ももしかしたらいるかもしれません。その当時は、果樹栽培をするということで取得したんですが、即転用を前提とした軽微変更ということで、大変驚きました。これに関しては、自分の認識不足、不足を恥じるばかりであります。申しわけありませんでした。

それで、今回詳しく営農状況、あと申請書類に関して精査いたしましたところ、大いに問題がある案件だと判断しました。

まず、この方、安曇野に畑が1枚、あと近隣に畑が1枚、あと田んぼが1枚、プラスして申請地という営農状況ということで申請がありました。安曇野においては、ロータリーはかけてあるものの、作付はなされていないという状況です。近隣の田んぼに関しては、先ほど事務局からご説明ありましたとおり、人に貸しているという状況です。そして、近隣の畑に関しては、荒れていて、そこにも違反転用と思われる倉庫が既に建っているような状況でした。申請地に関しては、マンゴーどころか、何も作付されていないんですが、自家用車等も既にとめられているような状況でして、こちらに関しても、もう違反ということで、指導の対象になるような、そういう状況であります。

申請内容ですけれども、立面図や配置図等も大変疑問を持つようなものでして、そもそも面積が土地分656平米のうち656平米の施設をつくるという、ちょっと現実的ではないようなことでもあります。これほど大きな倉庫を果たして本当につくれるのかということも大変疑問に思っています。

マンゴーがつけなかった理由は、資金面で、金融機関から融資が得られなかったということなんですけれども、だったら倉庫も普通に考えればつけれないというふうに考えるのが妥当かと思えます。

こちらの配置図に関しても、床面積すらまともに合っていないようなイメージ図のようなものでして、とても営農に使うための倉庫をつくられるのか大変疑問に思えます。

あと何か皆さんもいろいろお聞きしたいこともあるかと思いますが、わかる範囲でお答えいたしますので、よろしく願いいたします。

議 長

今、河西委員から5番につきまして説明があったわけではありますが、これに関しまして全体の委員の皆様から質問、意見ありましたら、お願いをいたします。

河野委員。

河野農業委員

今、河西委員さんから詳細の説明ございましたが、ちょっと申請書等を見てないのでわかりませんが、いわゆる耕作実績というものが現状ないと。隣のところは建物があつたり、車をとめたり、いわゆる農地としての利用はないと。マンゴーをつくるということで3条で取得したところを、農業用施設として全体を使って建てると。計画性もなければ、何にもないような状況で、地区農振の段階でどのような意見だったのかということをお聞きするとともに、実際には、いわゆるこの申請される前段の指導の段階で、

ちょっと無理ではないかと、そういうお話があってもいい、しかるべき内容かと思しますので、地区の状況等も含めてお話をいただきたいと思します。

議 長 河西委員。

河西農業委員 地区農振においても、本件、どのように扱うかということで議論になりました。そもそもこの〇〇さんという方がどういう方なのかというのが私もちょっとわからなかったもので、地区の町会長さんとかもお聞きしたんですけども、わからないと。職業欄にも記載がないものですから、実際に何をやっているかわからない方です。そういう状況ですので、金融機関の審査も厳しいだろうと、そういう意見がありました。

あと、実際に本当にこの倉庫をつくるのか、つくることができるのか、そのあたりの点で、地区農振で問題であるというような集約になりました。

以上です。

すみません、あともう一点。

前段に関してなんですけれども、それはちょっと承知してない部分もありますので、事務局のほうに行ったんですかね。農政課ですね。市の農政課のほうに話が行って、そこからおりてきた話のようですね。

議 長 これに関しましてほかの委員の皆様で意見がありましたら、お願いします。

堀内推進委員 すみません。この計画の中で、敷地面積656平米で建物が同面積というのは、基本的にはできないはずだと思います。民法上もセットバックはしなきゃいけないんで、これはあり得ない計画だと私は思うんですが、そこら辺、建築指導課のほうでどういう説明しているか。

議 長 堀内委員さんからののですが、川口さん、お願いします。

川口（農政課） 建築指導課のほうとしては、先ほど委員がおっしゃったように、656のうち656とあるんですが、ちょっと修正といいますか、修正をかけてほしいということで、特段全体的な面積に倉庫をつくるのではなくて、駐車場とかいうことでつくりたいと本人の意向があったんで、ちょっと記載の仕方が誤っているということはありませんので、そこは本人に伝えたいと思します。

議 長 よろしいですか、堀内委員さん。

堀内推進委員 はい。

議 長 ほかにどうですか。

河野委員。

河野農業委員

先ほども農業施設の内容自体も非常に不明確だと。言ってみれば、ポンチ絵がついているというような状況だったかと思います。まだ十分内容が練れてないというふうに感じました。申請書を見れば、そのことはよくわかるかと思いますが、3条で取得したところを農業用施設にして、地目変更して、また何か考えているのかな、そのくらい疑ってしまうような案件なので、これを今の段階でやむを得ないというような判断をするのは無理かと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいま河西委員、それからまた河野委員からいろいろな意見が出たわけではありますが、ここで農業委員会の意見をまとめていただきたいというように思いますが、いかがですか。

意見としては、意見というか、方向としては、今、もろもろのこの説明の中で、私ども松本市の農業委員会としては、了承しかねるといふ、そういう言葉で5番の案件につきましては集約をしたいと思いますが、どんなもんですかね。

[異議なし]

議 長

それでは、集約をいたします。

まず、5番の軽微変更656平米につきましては、松本市農業委員会としては、了承しかねると、こういう言葉で集約をしたいと思いますが、ご承認のいただける方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございます。

全員賛成でありますので、5番の軽微変更については、松本市農業委員会としては、了承しかねるといふことで集約をいたしました。

次に、6番の軽微変更28平米についてでございますが、これにつきましては、了承したいといふことで集約をしたいと思いますが、承認をいただける方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございます。

全員賛成でありますので、軽微変更6につきましては、了承すると、こういう形で集約をいたします。

それでは、申出者変更・内容変更について説明をお願いいたします。

川口係長。

川口（農政課） 資料の7ページ、番号7、申出者変更・目的変更、島内地区についてご説明いたします。

申出者の〇〇〇〇氏は、〇〇〇〇に勤務する医師であり、今は沢村のアパートに居住しております。将来にわたり地元で末長く生活、貢献したいと考え、実家の近隣地も含め複数の土地を検討いたしましたが、本家営農近隣地域で営農補助も可能な必要最小限の土地はここしかなかったため、農家分家用として田、843平米のうち南側の380平米を農振除外、転用したいとするものです。

なお、本家農業経営は、申出者の〇〇〇〇氏の姉、〇〇〇〇〇氏が継いでいく予定です。

過去に家畜診療所で除外転用許可までは行いましたが、申出者の都合によって未完了でございます。そのため、今回、申出者及び除外目的変更になりましたので、今回の申し出案件となりました。

地区農振協議会で協議され、市の関係課等とも協議済みでございます。結果、除外はやむを得ないと判断しています。

なお、都市政策課からは、松本市景観計画の点で、屋根の勾配箇所と軒の出について指摘がありました。ともに是正義務はありませんが、今後も対応を継続中であることをつけ加えさせていただきます。

申出者変更・内容変更1件につきまして、ご協議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま7番の申出者変更・内容変更についての説明がありました。地元委員、河野委員から何か補足説明がありましたら、お願いいたします。

河野農業委員 農地の場所につきましては、周辺の状況、いわゆる集落内ということで、実家の隣接というようなことで、周りに対して全く影響が出ない、条件的には問題がないと。

それで、申請者自体は医師でございますが、実家のほうを継ぐ、〇〇のほうを継ぐのはお姉さんということで決まっておりますし、農家分家的な要素にはなるかと思いますが、内容的には一般住宅でも建たる内容でございますが、このところでは、島内地区では全く問題なく了承されたところでございます。

以上です。

議長 ほかに全体の委員の皆様から質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
申出者変更・内容変更1件、380平米については、了承すると、こうい

う形で集約をしたいと思いますが、承認いただける方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、申出者変更・内容変更については、了承をすると、こういう形で集約いたします。  
それでは、今までの協議結果をまとめて事務局から報告していただきたいと思っております。  
ただいま協議結果の集約を報告いたします。お願いします。

山田局長 ただいまの協議結果の報告をいたします。  
農家住宅1件、26.65平米については、やむを得ないと集約しました。  
農家分家2件、580平米については、やむを得ないと集約しました。  
その他1件、330平米については、やむを得ないと集約しました。  
軽微変更2件ですが、5番の656平米については、了承しかねると集約しました。6番、28平米については、了承すると集約しました。  
申出者変更・内容変更1件、380平米については、了承すると集約いたしました。  
以上です。

議長 ただいま事務局長から報告された集約で異議ありませんか。

[異議なし]

議長 ありがとうございます。  
異議なしと認めまして、協議事項5、令和元年度第1回松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更については、以上のとおり農業委員会の意見として決定をいたしました。ありがとうございます。  
農地に関する事項の議事が終了いたしましたので、時間も迫っておりますが、ここで暫時休憩といたします。再開は25分でございますので、よろしくをお願いいたします。

(休憩)

議長 それでは、議事を再開いたします。  
休憩前に引き続き、その他農業委員会業務に関する事項から進めてまいります。  
まず、協議事項アの農地利用最適化交付金の活用についてを議題といたします。  
事務局の説明をお願いいたします。  
板花補佐。

それでは、ページでいきますと33ページになりますので、よろしくお願  
いします。

最適化交付金の活用方針ということで、役員会で結論を得ましたので、皆  
さんで改めてご協議をいただきたいという趣旨でございます。

交付金の体系は、実績に基づく交付金と、あと成果に基づく交付金と体系  
は2つに分かれています。端的に申しますと、実績の部分の交付金だけ  
活用する方針ということでまとめてございます。

制度的には、両方使うことが一般的で、農水省のほうも、つまり1階の部  
分と2階の部分両方使うことを想定しているんですが、2階の部分使わず  
に、1階の部分だけ、実績のところだけ使うということも認められており  
ます。それが端的に申しました結論になります。

2番目、経過でございます。

旧体制では、平成29年6月から8月に新体制検討委員会で検討を重ねて  
きております。まず、31年1月31日の定例総会で、改めて交付金の活  
用に向けて検討を始めることを報告いたしました。その後、役員会で2度  
協議を重ねてきた経過がございます。この間、3月に交付金事業実施要綱  
の一部改正によりまして、制度の見直しが行なわれております。

その見直しにつきましては、34ページに目を移していただければと思い  
ます。

(1)の活動実績交付金、(2)の成果実績交付金というところで、  
(1)のほうですが、交付単価、一律活動があれば、委員1人当たり一月  
に6,000円というものでございましたが、これが最高7,000円、  
それから一番低いので5,000円ということで、3区分に幅を持たせて  
改正されております。

(2)の成果実績交付金であります。こちらのほうは活用しないという  
ことで、役員会の結論を得ましたが、中身的には、ア、イ、ウとありまし  
て、より実質化された人・農地プランを作成した地域では、そこにありま  
すとおおり、貸し付け意向が確認された段階で、もう実績に加算できるんだ  
というようなことの見直し、イとしましては、集約化ですね。集積・集約  
化の中のうちの集約化、集約化というのは、いわゆる団地化されたところ  
ですけれども、そちらや中山間地、果樹園地等について、農業委員会の成  
果がより評価される計算方法を採用して、若干変更されています。

ウとしましては、遊休農地の発生防止・解消の部分の参入割合が縮小され  
ております。つまり、遊休農地の解消よりも、担い手への集積・集約化に  
重点を置いた、より重視する考え方を国は鮮明にしてきたということでご  
ざいます。

また、33ページに戻りますが、役員会の協議結果、基本的な考え方にな  
りますが、ここにまとめたとおりでございます。

基本的な考え方として、交付金を得るために最適化業務に励むということ  
ではもちろんなくて、業務対価として交付金を活用するというものであり  
ます。

イとしては、成果に結びつかない活動も少なくないと。成果実績に応じて交付金が上下する成果実績交付金の活用はなじまないところあります。

ウとしては、本市の特徴であります、平坦地から中山間地域まで多様性に富んでおりまして、地域差が存在します。成果主義の導入によって委員の活動意欲を刺激する考えには慎重でありたいということでもあります。

エとしては、交付金自体も実施要綱の改正が3回も行われておりまして、今後の動向によりましては、今の委員さんと将来の委員さんでかなりの報酬差が生じる可能性も出てくるんじゃないかと。

オとしましては、実際農業従事者は減少しておりますので、今後も継続的に担い手への集積・集約化業務などの最適化業務は発生してきます。ですので、現実的なところでは、基礎部分の実績交付金に限定して活用する方向がいいんじゃないか。

カとしては、交付金の活用にあたっては、国の会計検査に備えまして、証拠書類の整理など万全の体制を整えることが必要というのが協議結果でございました。

活用方針につきましては、別添1ということで、35ページでございます。

1番の基本方針は、先ほど話したとおりでございます。

2番目、活用時期であります。

上乘せ条例の整備及び予算措置を経まして、令和2年度からの活用を目指します。

3番目、交付金の委員への配分方法であります。

こちら、国に申請する際の計算方法と同様の方法、基準で各委員に配分するということでもあります。原則的な計算式は、交付単価掛けるその委員の交付金の対象となる活動月数であります。例えば、例としましては、交付単価が6,000円だった場合、そして委員の活動のあった月が10カ月であった場合、6,000円掛ける10カ月で6万円となります。

4番目、交付金の支給方法でございます。

現在の委員報酬、月額とは別に支給する。

(2) 国への交付金請求手続は、実績が固まる年度末となりますので、年額報酬として年度末一括支給の方向で調整をするということでございます。

5番目の運用試行のところは、会計検査対応ということで、本年度の1月以降、準備に入るとということでございます。

36ページの交付金の概要は、既に説明したとおりでございますので、改めてごらんいただければと思います。

37ページ、ごらんください。

先ほど活動実績交付金が今まで6,000円だったものが3区分に分かれたというところの説明を見ていただければと思います。一番上の表のところでございます。

こちら、(1) 農地集積・集約化の活動日数が最適化活動全体の30%以上の農業委員会、こちら6,000円でございます。そのうち、人・農地プランを実質化した地域に係るところ、委員は7,000円となります。

(2) のところ、農地集積・集約化の活動日数が最適化活動全体の30%

未満の農業委員会、ですので遊休農地のほうの活動が多いような場合ですね。こちらは5,000円ということになります。

この中で、松本市農業委員会、この1年、新体制へ移行してから9月以降8カ月間試算しましたら、最適化活動全体のうち、集積・集約化の活動が45%というようなシミュレーション結果が出ましたので、それを単純に当てはめれば、1人当たり、活動した委員は一月当たり6,000円が確保されるのではないかという見通しでございます。あくまでも見通しでございます。

38ページ、先ほど来、実質化、実質化と出ておりますが、人・農地プランの実質化とはどのようなことか、というものを参考として載せておりますので、ご確認いただければと思います。

以上が役員会として結論を出しました活動方針でございますので、皆さんでご審議いただいて、方向性を確認いただければと思います。よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。

農業委員、推進委員の皆様からこれに対しましてご意見や質問がありましたら、挙手をお願いします。

9月の議会にかけてもらうということですよ。

板花局長補佐

33ページの下、4番、今後の進め方のところを確認いただきたいと思えます。9月に議会に条例改正案を出します。2月に当初予算、議会承認いただきましたら、来年4月から交付金の活用が始まると、こういう内容でございます。よろしく申し上げます。

議 長

これに関しまして質問ありましたら、お願いいたします。

松本市は集積率が高く、県内でも大変成績がいいわけですが、よそでは、なかなか市議会の承認が得られない市もあるようです。

松本市におきましては、私ども事務局が、関係先の理解を得られるように事務を進めていますが、最終的には議会の承認をいただくということの中で、古沢代理に力を大いに発揮してもらわなきゃいけないなと思っております。

ほかにありますか。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

ご出席の全委員に伺いますが、本件につきまして、ご承認いただける皆様は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございます。

全員賛成でありますので、本件は了承されました。

事務局の説明のとおり、今後手続をしてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、協議事項イ、農地所有適格法人の条件審査についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

青柳主事。

青柳主事

お世話になります。

では、農地所有適格法人の要件審査について、私から説明をさせていただきます。

着座にて失礼いたします。

では、資料の39ページのほうが適格法人の関係資料になりますので、ご確認いただければと思います。

今回の適格法人ですが、令和元年5月28日付で神林の〇〇〇〇〇〇〇〇〇様から法人要件の説明書が提出されましたので、皆様に審査を求めるものとなります。

こちらの法人ですけれども、平成31年4月1日に設立したばかりの法人となりますので、お願いいたします。

事前に事務局で要件の適合確認をさせていただいておりますけれども、その際に使用した資料としまして、まず相手方から提出していただいたものが42ページ以降にあります農地所有適格法人の要件説明書、それから内容を確認させてもらったものは、41ページの農地所有適格法人要件確認書になります。

ここでは審査内容について簡単にお話しさせていただきますが、41ページの内容をベースとしてお話しをいたしますので、お願いいたします。

説明は、何をチェックしたかをお話しさせていただきます。

まず、法人の形態、こちらは株式会社、持ち分会社、農事組合法人のいずれかになります。

それから、直近3カ年の法人の売り上げの過半が農業ないし農業関連事業で占められているか。

それから、議決権のある構成員の過半数が農業関係者に該当するか。

あと、役員の過半数が農業に常時従事する構成員であるか。

それと、役員の方で1人以上農作業に年間60日以上従事しているかといったことを確認させていただきました。

では、41ページ、それぞれ確認した部分についてお話しいたします。

まず、法人の形態ですけれども、農事組合法人になりますので、要件に適合している形となります。

次に、3年間の売り上げということですが、4月1日に設立したばかりなので、現在、実績は法人としてはございません。ただ、こちら法人は前身が神林地区内の農家15名の方になりまして、その方々がまとまってつく

った農事組合法人になります。それらの15名の方全員、これまでずっと農業をやられている方であるということ、説明書で出していただいた実績が、その方々のそれぞれの農業収入を積み上げて計算していただいている形になり、全て農業による収入と農作業受託による収入ということが確認できましたので、こちらについても適合していると判断させていただいております。

それから、構成員要件になります。15名の方が構成員となっておりますけれども、全員議決権をお持ちでして、かつ全員法人に対して農地の権利を提供する予定である。また、法人の農業に従事するという予定もあるということですので、過半数以上の方が農業関係者ということで、適合していると判断しております。

最後に、役員要件になりますけれども、役員8人全員が農業に150日以上従事する、かつ農作業にも150日以上従事することが確認されましたので、要件に適合していると事務局では判断させていただきました。

事前の審査におきましては、要件に適合するものと考えられますけれども、改めて皆様のほうで条件に適合するか審査をお願いいたします。

説明については以上になります。

議長 　　ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。  
農業委員、また推進委員の皆様からご意見や質問がありましたら、挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 　　ないようです。  
出席していただいている全委員に伺います。本件についてご了承いただける皆様は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 　　ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は了承されました。  
今後は、ほかの農地所有適格法人の審査とともに、年1回要件の適合状況を確認していくこととなりますので、よろしくお願いをいたします。  
続きまして、報告事項に入ります。  
初めに、報告事項ア、令和元年度第1回農業経営改善計画の審査結果について、を議題といたします。  
農政課の説明をお願いします。  
羽入田主任。

羽入田（農政課） 　　農政課担い手担当の羽入田と申します。本年度から認定農業者の担当となりましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料61ページ、62ページの令和元年度第1回農業経営改善計画の審査結果についてご報告いたします。

着座にて失礼いたします。

まず、制度の概要ですが、農業経営改善計画の根拠法令は、農業経営基盤強化促進法第12条並びに同法施行規則第14条に基づき、松本市長が認定するものです。

次に、認定基準について、資料ア、イのとおりとなっておりますので、ご確認いただければと思います。

具体的な所得要件としましては、標準地域において、個人の農業所得が500万円程度、組織は家族の経営体で800万円程度、法人で1,070万円程度、中山間地域においては、個人の農業所得が350万円程度、組織は家族の経営体で500万円程度、法人で670万円程度、労働時間は全ての経営体で2,000時間、250日程度とされています。

審査方法については、原則として年4回審査を行っており、認定については、第三者組織に当たる松本市農業支援センター内の経営改善指導員へ意見聴取を行い、認定するものです。

今年度第1回目の農業経営改善計画認定者は、新規認定、個人経営体は4件、共同申請1件、法人1件の計6件です。再認定は計15件、変更は計2件、それぞれの地区及び経営体名は資料のとおりとなっておりますので、ごらんください。

以上、23件について、全件承認されたことをご報告いたします。

以上です。

議長

ただいま農政課から説明がありましたが、これより質疑を行います。  
推進委員の皆様も含めまして、発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ないようです。  
本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきいただきたいと思います。  
次に、報告事項イ、松本市農業活性化シンポジウムについて、を議題といたします。  
事務局の説明をお願いいたします。  
清澤補佐。

清澤局長補佐

資料の63ページをごらんください。  
松本市農業活性化シンポジウムについてご報告をさせていただきます。  
着座にて失礼いたします。  
今年度8月5日月曜日に開催予定の松本市農業活性化シンポジウムの詳細についてご報告いたします。

開催については、64ページの開催要領をごらんください。

開催の趣旨ですけれども、松本市の農業における課題をテーマに据え、現状と改善方法を参加者間で共有し、市内農業が活性化することを目的に、平成27年度から隔年で開催をしております。

今年度のテーマは、農家減収や離農、遊休農地化の原因となる「鳥獣害の対策」としまして、野生動物の習性と既存対策の効果検証から、高齢夫婦でも自分たちで簡単にできる有効な方法を学び、農業の活性化を図ろうというものです。

開催日時ですけれども、先ほども申しましたが、今年度8月5日月曜日、13時半から16時半の予定です。受け付け開始は12時半からです。

会場は、Mウイング6階のホールになります。

講演の内容ですけれども、演題を「共通認識で守る！これからの鳥獣害対策！」としまして、主な内容は、鳥獣害増加の原因について、鳥獣害対策における考え方及び対策事例についてなどです。

講師は、埼玉県農業技術研究センター生活環境・安全管理研究担当鳥獣害防除研究チームの古谷益朗氏にお願いしております。

講演終了後、意見交換を行う予定でおります。過去にはパネルディスカッション等を行った経過がありますが、今回の内容については、講演を聞きに来た方の質問に答える形式の意見交換といたします。

あわせて、ホール横にありますホワイエにて、鳥獣害対策用品のサンプルを展示していただく予定です。

それから、また63ページに戻りますけれども、このシンポジウムの周知方法ですけれども、本日机上に配付させていただきましたチラシを関係団体へ送付しております。

そのほか、7月中旬にはプレスリリースを行う予定です。

そして、本日皆様をお願いしたいのは、机上に配付させていただきましたチラシを活用いただきまして、お近くやお知り合いで被害に遭われたり関心のある方がいらっしゃいましたら、ぜひお渡ししていただいて、シンポジウムへの参加を促していただきたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それから、65ページをごらんください。

当日のスケジュール案ですけれども、9時半から事務局が会場準備に当たります。

12時半から受け付けの予定ですけれども、受け付けのほうは情報・研修委員会の委員の皆様にお手伝いをいただきたいと思いますと考えております。

13時半から開会、講演終了後、意見交換、4時半には終了の予定です。

そのほかですけれども、Mウイングは駐車場が有料駐車場になっておりまして、30分当たり150円となっておりますので、ご承知おきください。報告は以上です。

議 長

事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。  
発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

次に、報告事項ウ、令和元年度の公務災害補償制度の加入申し込みについて、を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

清澤補佐。

清澤局長補佐

では、資料66ページをごらんください。

毎年度ご加入いただいております公務災害補償制度についてですが、公務従事中に不慮の事故により死亡または入院、通院した場合に保険金が支払われる制度として、全国農業会議所を契約者として、毎年加入していただいております。今年度も昨年と同様のタイプについて加入をしていただきたいと思いますので、ご報告させていただきます。

保険期間は10月1日から翌年9月30日まで。

加入する型は、昨年と同様のB型というものに一口ずつ加入していただきます。

保険料が一口1,500円で、年間1,500円になります。

補償の内容が、死亡時560万円、後遺障害560万円まで、入院が日額5,000円、通院が日額4,000円となっております。

補償内容は、事故の日から180日以内が対象です。

加入は農業委員会を単位としているため、農業委員さん、推進委員さん全員にご加入いただきます。

7月の委員報酬からそれぞれ1,500円ずつ差し引きをさせていただき、農業会議のほうへ振り込みをいたしまして、振り込みをもって加入確定となります。

制度の詳細については、67ページから70ページまでにありますので、またごらんになっておいてください。

報告は以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、質疑を行います。

発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、とにかくせつかくの機会でありますので、両委員の皆様には積極的な取組みをお願い

いたします。

次に、報告事項エ、主要会務報告並びに当面の予定について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

板花補佐。

板花局長補佐

それでは、71ページ、72ページをごらんください。

71ページは主要会務報告であります。ごらんいただければ結構ですが、本日午後は松本農業開発センターの通常総会、3時からございます。参加される委員の方はよろしくお願ひいたします。

72ページに移りまして、当面の予定でございます。

きょうから7月5日かけまして、4つのブロックで研修・懇談会が入っております。遊休農地対策のことですとか、違反転用農地の確認事務、別段農地の設定の関係、それから1ブロック一活動の具体化等予定しておりますので、ブロックごとにお集まりいただいて、研修と懇談をよろしくお願ひいたします。

主なところでは、すみません。ちょっとここに1つ落としてしまいました。7月8日、議案と一緒にお送りしましたけれども、人・農地プランの実質化推進説明会というものをご案内したかと思ひます。安曇野スイス村サンモリッツ、7月8日、13時半からということで、出席される委員は本日までに出席報告を提出していただくようになっております。参加される委員の方は、出席報告とあわせまして、参加していただくようお願いをします。

それから、7月10日ですね、農業振興委員会と情報・研修委員会がそれぞれ入っています。予定と書いておりますが、本日関係委員には通知文を配付したところですので、確定ということでお願いします。

この件で、農業振興委員会の関係ですけれども、意見書の取りまとめをお願いしております農業委員さんは、意見書の素案を本日中に提出ということでお願いしてございますので、後ほどご提出いただきたいと思います。

それから、飛びまして7月23日は農地転用現地調査ということで、本日欠席ですが、上條信太郎委員と堀口委員ということで、もしご都合悪いようでしたら、また事務局と調整をお願いしたいと思います。

7月31日が7月の定例総会、そして8月5日が農業活性化シンポジウムと続きます。よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

います。

以上で報告事項は終了いたしました。

続きまして、その他に入ります。

松本農業改良普及センターの提供資料について、説明をお願いいたします。

板花補佐、お願いします。

## 板花局長補佐

きょう、松本農業改良普及センター、小川補佐、会議のため欠席しております。私がかかわって説明をいたします。

本日の配付資料でございますが、タイトルだけ読ませさせていただきます。

1 ページ目が信州伊那谷スマート農業実証コンソーシアムということで、第2回スマート農業技術実演会が伊那のほうで行われるという内容でございます。なかなかちょっと遠いもんで、行けないかとは思いますが、ご案内を差し上げます。

2 ページ目は、令和元年度オーガニック・アカデミーということで、中身を読みますと、有機農業の実践講座となっております。定員30名程度ということで、有機農業に関心がある方、ご紹介いただければと思います。無料ということでございますので、よろしく申し上げます。何回かありますので、よろしく申し上げます。

4 ページ目、農業分野での今夏の節電・省エネ対策となっております。ご一読ください。

飛びまして、10 ページ目、令和元年度新規就農相談会開催計画ということで、県のほうで予定している、この中身を見ていきますと、主に首都圏、あと中京圏が中心でございますが、このような新規就農相談会を開くということで、ご承知おきください。

あと、11 ページ、最終ページは気象状況ということでございます。

以上でございます。

## 議 長

ありがとうございました。

続いて、農業委員会だより87号が発行となりましたので、情報・研修委員長から編集報告をお願いいたします。

窪田委員長、お願いします。

**窪田情報・研修委員長** お手元に農業委員会だより87号があると思いますが、ごらんをいただければと思います。

全体的な構成につきましては、従来どおりでありまして、それほど変わっておりません。

1 ページ目でありますけれども、昨年11月に行いました国内視察研修、埼玉県農業技術研究センターのところの研修の様子を写真で掲載しております。コメントは事務局にお願いをしたところでございます。

それから、2 ページ目でありますけれども、元年度市農業委員会事業計画ということで掲載させていただきました。

それから、3 ページ目でありますけれども、活動報告ということで、2点。

1点目は、意見書の懇談会でありますけれども、梓川の二村農業委員さんに原稿をお願いして、掲載をさせていただきました。また、もう一点は、西部ブロックの活動ということで、昨年2月に松本駅前で行いました西部ブロックの活動を前田委員さんに原稿をお願いして、掲載をさせていただきましたので、ごらんいただければと思います。

それから、4ページ目でありますけれども、「がんばっています」ということで、今回は寿地区の高野さん、花卉農家になるために研修を行なっているということで、「夢」「チャレンジ」を念頭に置きながら頑張っているということで、掲載をさせていただいております。

農地パトロールは、例年でありますけれども、来月から8月にかけてそれぞれ行っていただくということで、紹介させていただきました。

それから、5ページ目の収入保険制度の掲載ありますけれども、ことしの1月から経営リスク対応で始まった制度であります、なかなか周知ができていないというようなこともありまして、今回内容をご紹介させていただいたところでございます。

それから、7ページは、例年の松本農村女性協議会のレインボーまつもと21でありますけれども、30年度の後期に行いました農業者講座と冬期講座の内容につきましてご報告をいただいたところでございます。

8ページ目ありますが、現場の声ということでありますけれども、今回、愛知県から奈川に農業に通われているということで、橋本委員さんにご紹介をいただきまして、八木さん夫妻を取材させていただきまして、今回は前半でありますけれども、掲載をさせていただきましたので、ごらんいただきたいと思っております。

それから、9ページ目は、先ほど話がございましたけれども、8月5日に行います農業活性化シンポジウムのPRを掲載させていただいております。

たしか5月26日、日曜日だったと思うんですけども、ごらんになった方おいでになりますか。SBCテレビで午後1時から、「噂の東京」何とかっていう番組があるんですけども、その中で、出演しているタレントがうわさの現場に行って取材をするという話があったんですけども、そのときに東松山、埼玉県ですが、東松山市の空き家にやっぱり何かかけものが入っちゃったということで、現場に見に行ったんですけども、その対策に古谷部長さん、何か取材に応じていたんで、結構この方、埼玉県でも有名な方なのかなというふうにちょっと拝見をしたところでございますが、シンポジウムもぜひ大勢の方にご参加をいただければと思いますので、委員の皆さん方、積極的にお声をかけていただければありがたいかなと、こんなふうに思います。

それから、最後のページでありますけれども、「よもやまばなし」は今回、内田地区の丸山委員さんに砂防事業等につきましてお願いをしたところでございます。

それから、編集後記でありますけれども、前回のときにちょっと話をさせていただきましたが、委員長の特権事項ではなくて、情報・研修委員の皆さんにということで、今回は金子副委員長さんに編集後記をお願いしたと

ころでございます。

それから、もう一点はちょっとお願いでありますけれども、来月、総会、それぞれ委員会があるんですが、情報・研修委員会の中では、10月の広報まつもとに載せる内容について、ちょっと検討をしたいというふうに考えておるんですけれども、情報・研修委員会の皆さんには提出をお願いしたいということで依頼をしてあるんですけれども、そのほかの委員の皆さんも、ぜひこんな内容で掲載をしてほしいということがございましたら、当日でも結構でありますので、お願いできればというふうに思います。

以上であります。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、事務局から連絡事項をお願いいたします。

清澤補佐。

清澤局長補佐

それでは、机の上に配付させていただきました松本市農林業功労表彰者の内申についてという通知をごらんください。

今年度の第62回松本市民祭において、松本市が農業者功労表彰規程に基づいて表彰を行うものでして、ページをおめくりいただくと規程がついておりますので、幾つか表彰の種類はあるんですけれども、ごらんいただいて、ご自身はもちろん、該当しそうな方がいる場合は、私のほうへご連絡いただければと思います。提出期限は、次回、来月の総会までとなっておりますので、心当たりのある方はご連絡をお願いします。

それから、本日配付しました資料ですけれども、欠席されている委員の皆さんは、担当地区の方がお持ち帰りいただいて、きょうの内容と一緒におつなぎいただけたらと思います。封筒が必要な場合は、こちらにお声がけをください。

それから、農地関係の議案説明用申請書類ですが、机の上にそのまま置いて帰ってください。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

その他でございますが、全体を通して委員の皆様から何か意見がありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

以上で本日の案件は全て終了いたしました。円滑な議事進行にご協力いただきましたこと、ありがとうございました。

以上をもって議長を退任をさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

\_\_\_\_\_

議事録署名人 24番

\_\_\_\_\_

議事録署名人 1番

\_\_\_\_\_